

まると再エネプラン要綱
に係る特別措置
[大分県営水カプレミアム]

2026年4月1日 実施

九州電力株式会社

1 適用条件

(1) このまると再エネプラン要綱に係る特別措置〔大分県営水力プレミアム〕（以下「この特別措置」といいます。）は、当社が別に定める需給契約条件（高負荷率型電灯プランを除きます。）において電灯または小型機器を対象とする契約種別（以下「適用対象契約」といいます。）として電気の供給を受け、次のいずれにも該当するお客さまで、この特別措置の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 当社が別に定めるまると再エネプラン要綱の適用を受けていること。

ロ この特別措置適用の際現に特定の発電設備に由来する非FIT再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギーのCO₂排出量ゼロの価値を付した電気の供給を受けていないこと。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。

(2) この特別措置は、原則として次の地域に適用いたします。

大分県

2 特別措置の変更

(1) 当社は、適用期間中であっても、次の場合には、この特別措置を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の特別措置によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) (1)の場合、当社は、特別措置の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

(3) お客さまは、(1)に定める特別措置の変更に異議がある場合は、適用期間中であってもこの特別措置の適用を将来に向かって解約することができます。

3 契約の申込み

お客さまが新たにこの特別措置の適用を希望される場合は、あらかじめこの特別措置を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

4 契約の成立

この特別措置の適用は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

5 適用期間

適用期間は、原則としてこの特別措置の適用が成立した日以降の直後の検針日から2028年3月の検針日の前日までといたします。

6 料 金

各月の料金は、まるごと再エネプラン要綱6（料金）にかかわらず、適用対象契約、2年契約割引要綱およびまるごと再エネプラン要綱以外のその他の要綱によって料金として算定された金額に次の大分県営水カプレミアム特約額（以下「特約額」といいます。）を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、特約額を申し受けません。

1 契約につき	500円00銭
---------	---------

7 環境価値の提供

- (1) 当社は、まるごと再エネプラン要綱7（環境価値の提供）(1)にかかわらず、適用対象契約における使用電力量について、当社が調達する大分県企業局が所有する水力発電設備（以下「対象発電設備」といいます。）に由来する非FIT再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギー電気のCO₂排出量ゼロの価値を付して、水力発電設備、地熱発電設備その他の再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を供給いたします。
- (2) 非常変災等やむを得ない事由により、対象発電設備に由来する非FIT再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギー電気のCO₂排出量ゼロの価値を付した電気を供給できない場合、(1)にかかわらず、当社はまるごと再エネプラン要綱7（環境価値の提供）(1)に準じて電気を供給いたします。

- (3) 当社は、この特別措置における非化石証書の使用状況および電源構成をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 当社は、この特別措置適用による実績等について、原則として電磁的方法により、毎年お客さまにお知らせいたします。

8 契約の消滅

- (1) お客さまが、この特別措置の適用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、この特別措置の適用は、お客さまが当社に通知された廃止期日を含む料金の算定期間の始期に消滅したものといたします。
- (2) お客さまの適用対象契約による需給契約が消滅した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約へ変更された場合は除きます。）またはまるごと再エネプラン要綱による契約が消滅した場合、需給契約またはまるごと再エネプラン要綱による契約が消滅した日を含む料金の算定期間の始期にこの特別措置の適用が消滅したものといたします。

9 解 約

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、この特別措置の適用を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 1（適用条件）に定める要件を満たさない場合

ロ お客さまがその他この特別措置に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。

- (2) (1)により当社がこの特別措置の適用を解約する場合は、当社が解約をお知らせした日を含む料金の算定期間の始期にこの特別措置の適用が消滅したものといたします。

減するものといたします。

10 そ の 他

その他の事項については、適用対象契約，2年契約割引要綱およびその他の要綱によるものといたします。